



IFRS®

Sustainability

2025 年 7 月

公開草案

IFRS®サステナビリティ開示基準

「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案

コメント期限：2025 年 11 月 30 日

国際サステナビリティ基準審議会



ISSB/ED/2025/2

公開草案

「IFRS S2 号の適用に関する
産業別ガイダンス」の修正案

Exposure Draft ISSB/ED/2025/2 is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB).

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2025 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or by visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including 'FSA®', the 'Hexagon Device' logo®, 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the 'IFRS®' logo, 'IFRS for SMEs®', 'ISSB®', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'International Financial Reporting Standards Foundation®', 'IFRS Foundation®', 'NIIF®', 'SASB®', 'SIC®', 'SICS®', and 'Sustainable Industry Classification System®'. Further details of the IFRS Foundation's trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

「IFRS S2 号の適用に関する
産業別ガイダンス」の修正案

公開草案 ISSB/ED/2025/2 は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表したものである。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、ISSB 及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

©IFRS 財団 2025

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

ISSB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本書に含まれる公開草案の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会の承認は受けていない。日本語訳はIFRS財団の著作物である。



IFRS 財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA®’、Hexagon Device®ロゴ、‘IAS®’、‘IASB®’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS®ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、‘ISSB®’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards Foundation®’、‘IFRS Foundation®’、‘NIIF®’、‘SASB®’、‘SIC®’、‘SICS®’ 及び‘Sustainable Industry Classification System®’がある。IFRS 財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて IFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	4
コメント募集	6
「SASB スタandard」の修正案により生じる結果的修正の提案	7
ISSB による公開草案「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」 （2025 年 7 月公表）の承認	8
付録 A	9

はじめに

ISSB はなぜ本公開草案を公表しているのか

- IN1 2024 年から 2026 年の作業計画の一環として、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」を適用する企業に対して適時の支援を提供するために、「SASB スタンダード」を向上させる。ISSB は、「SASB スタンダード」を向上するための包括的なアプローチの一環として、「SASB スタンダード」の修正案の公開草案（SASB 公開草案）を公表した¹。
- IN2 「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（IFRS S2 号の産業別ガイダンス）は、「SASB スタンダード」から派生したものである。ISSB は、2 つの資料のセットの整合性を維持するために、IFRS S2 号を公表する際に「SASB スタンダード」の気候関連の内容を修正した。したがって IFRS S2 号の産業別ガイダンスは、「SASB スタンダード」の気候関連の内容とほぼ同一である²。
- IN3 SASB 公開草案は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスにも含まれる気候関連の内容の修正案を含んでいる。ISSB は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスと「SASB スタンダード」の間の整合性を維持するために、IFRS S2 号の産業別ガイダンスについて対応する結果的修正を行うことを提案している。

本公開草案における提案の要約

- IN4 SASB 公開草案は、ISSB が優先して包括的な見直しを行うことにした 9 つの「SASB スタンダード」（優先産業）の修正案を示している³。
- (a) 「石炭事業」
 - (b) 「工事用資材」
 - (c) 「鉄鋼製造業者」
 - (d) 「金属及び鉱業」
 - (e) 「石油及びガス—探査及び生産」
 - (f) 「石油及びガス—中流」
 - (g) 「石油及びガス—精製及びマーケティング」
 - (h) 「石油及びガス—サービス」
 - (i) 「加工食品」
- IN5 SASB 公開草案はまた、適切である場合には、異なる「SASB スタンダード」における同じトピックについて一貫した開示を維持するために、他の 41 の「SASB スタンダード」に対して「的を絞

¹ 公開草案「SASB スタンダードの修正案」は [Exposure Draft: Proposed Amendments to the SASB Standards](#) で示されている。

² 「SASB スタンダード」における気候関連の内容は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」と同一であるが、「SASB スタンダード」には、ファイナンス・エミッションのトピック（IFRS S2 号の「付録 B」における適用ガイダンスに含まれている。）も含まれている。

³ ISSB は、「SASB スタンダード」の向上に関するプロジェクトの第一段階において、合計 12 の「SASB スタンダード」を優先順位が高いものとした。ISSB は、2025 年末までに、優先順位が高い残りの 3 つの「SASB スタンダード」について、修正案の公開草案を公表することを見込んでいる。

「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案

った修正」を提案している。的を絞った修正案は、他の「SASB スタンダード」で頻出している指標に影響を与える 9 つの優先産業への修正案がもたらしたものである。

- IN6 77 のうち 68 の「SASB スタンダード」は、同じ産業名が付されている、対応する IFRS S2 号の産業別ガイダンスの巻を有している。これらのガイダンスの巻には、「SASB スタンダード」のうち ISSB が気候に関連すると判断したトピック及び指標が含まれている。開示トピックのタイトル及びトピック・サマリー、指標のタイトル及び指標コード、並びに気候関連の内容の詳細な「技術的プロトコル」は、現在、「SASB スタンダード」と IFRS S2 号産業別ガイダンスで同一である。
- IN7 SASB 公開草案で提案されている修正は、46 巻の産業別ガイダンスにおける気候関連の開示トピック及び指標に影響を与えることになる。
- (a) 温室効果ガス排出
 - (b) エネルギー管理
 - (c) 水管理
- IN8 本公開草案は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスを、「SASB スタンダード」の気候関連の内容との整合性を維持するために修正することを提案している。本公開草案は、SASB 公開草案と合わせて読まれることを意図している。本公開草案の「付録 A」は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスにおける指標のうち、影響を受けるものの完全なリストを含んでいる。これらの指標は、SASB 公開草案の指標コードに対応する指標コードで示されている。SASB 公開草案は、「SASB スタンダード」の修正案の説明を含んでおり、SASB 公開草案に付随する結論の根拠は修正案に関する ISSB の根拠を含んでいる。

修正案はいつ発効するか

- IN9 ISSB は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスの修正の発効日を、「SASB スタンダード」の修正の発効日と同じにすべきであると提案している。したがって、ISSB は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスの修正の発効日を、修正の公表後 12 か月から 18 か月の間に設定したうえで、早期適用を容認することを提案している。
- IN10 ISSB は、本公開草案及び SASB 公開草案に関するフィードバックを検討後、修正の発効日を決定する予定である。

今後の予定

IN11 ISSB は、本公開草案に関するフィードバックを検討し、IFRS S2 号の産業別ガイダンスを修正するかどうかを決定する予定である。ISSB は、「SASB スタンダード」に対する関連する修正を検討する際に、本修正を検討する予定である。

コメント募集

ISSB は、本公開草案における提案、特に本セクションで示された質問に関するコメントを募集する。コメントは、以下のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に回答している。
- (b) 明確な根拠を含んでいる。
- (c) 該当がある場合に、ISSB が検討すべき代替的アプローチを含んでいる。

IFRS S2 号の産業別ガイダンスの具体的な修正案に関してコメントすることを希望する利害関係者は、本公開草案の「付録 A」を参照し、SASB 公開草案に付随するコメント募集に回答すること。「付録 A」は、「SASB スタンダード」の修正により影響を受けることになる指標の詳細を示している。

質問 1 — IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対する結果的修正

ISSB は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスと「SASB スタンダード」の気候関連の内容との間の整合性を維持するために、「SASB スタンダード」を修正する際に IFRS S2 号の産業別ガイダンスについて結果的修正を行うことを提案している。

「結論の根拠」の BC11 項から BC14 項に、本提案の根拠が記述されている。

ISSB が、SASB 公開草案で示した「SASB スタンダード」の修正を行うにあたって、IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対して結果的修正を行うべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 2 — 発効日

ISSB は、結果的修正の発効日を、「SASB スタンダード」の対応する修正の発効日と同じに設定することを提案している。ISSB は、本修正の公表後 12 か月から 18 か月の間に発効日を設定したうえで、早期適用を容認することを提案している。

「結論の根拠」の BC15 項に、本提案の根拠が記述されている。

本修正の発効日を設定し、早期適用を容認するという提案されたアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

「SASB スタンドアード」の修正案により生じる結果的修正の提案

ISSB は、「SASB スタンドアード」との整合性を維持するために、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」(IFRS S2 号の産業別ガイダンス)における開示トピックス及び関連する指標に対して結果的修正を行うことを提案している。

結果的修正は、ISSB が優先順位が高いとした 9 産業の「SASB スタンドアード」における気候関連の内容の修正案を反映することを提案している。

- (a) 石炭事業
- (b) 工事用資材
- (c) 鉄鋼製造業者
- (d) 金属及び鉱業
- (e) 石油及びガス—探鉱及び生産
- (f) 石油及びガス—中流
- (g) 石油及びガス—精製及びマーケティング
- (h) 石油及びガス—サービス
- (i) 加工食品

具体的な修正案は、公開草案「SASB スタンドアードの修正案」(SASB 公開草案)に示している。

ISSB はまた、SASB 公開草案に記述された的を絞った修正案との整合性を維持するために、IFRS S2 号の産業別ガイダンスの他の 37 巻における指標に対して結果的修正を行うことを提案している。この結果的修正は、次に関連する指標に影響を与えることになる。

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) エネルギー管理
- (c) 水管理

「付録 A」の表 A1、A2 及び A3 は、結果的修正により影響を受けることになる指標のリストを提供している。

ISSB による公開草案「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」（2025 年 7 月公表）の承認

公開草案「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」は、国際サステナビリティ基準審議会の 14 名のメンバー全員により公表が承認された。

エマニュエル・ファベール	議長
ジンドン・ファ	副議長
スザンヌ・ロイド	副会長
リチャード・バーカー	
ジェニー・ボフィンガー＝シュスター	
ベリティ・チェガー	
ジェフリー・ヘイルズ	
マイケル・ジャンツィ	
小森 博司	
ビン・レン	
ンディディ・ンノリ＝エドジエン	
タエ＝ヤン・パイク	
ベロニカ・ボンチェバ	
エリザベス・シーガー	

付録 A—ISSB が結果的修正の対象とすることを提案する IFRS S2 号の産業別ガイダンスの指標

表 A1—SASB 公開草案に示すとおり、修正が提案されている IFRS S2 号産業別ガイダンスの指標

消費財セクター	EM-MM-110a.2	FB-FR-110b.1	RR-PP-110a.2	技術及び通信
CG-BF-130a.1	EM-MM-130a.1	FB-NB-140a.1	RR-PP-140a.1	セクター
CG-EC-130a.1	EM-MM-140a.1	FB-NB-140a.2	RR-PP-140a.2	TC-ES-140a.1
CG-EC-130a.2	EM-EP-110a.1	FB-PF-130a.1	RR-ST-130a.1	TC-IM-130a.1
CG-HP-140a.1	EM-EP-110a.2	FB-PF-140a.1	RR-ST-140a.1	TC-IM-130a.2
CG-HP-140a.2	EM-EP-110a.3	FB-PF-140a.3	RR-ST-140a.2	TC-SC-110a.1
CG-MR-130a.1	EM-EP-140a.1	FB-RN-130a.1		TC-SC-110a.2
	EM-EP-140a.2	FB-RN-140a.1	資源加工セクター	TC-SC-130a.1
採掘及び鉱物加工	EM-EP-140a.3		RT-AE-130a.1	TC-SC-140a.1
セクター	EM-EP-140a.4	医療セクター	RT-CH-110a.1	TC-SI-130a.1
EM-CO-110a.1	EM-EP-420a.1	HC-DR-130a.1	RT-CH-110a.2	TC-SI-130a.2
EM-CO-110a.2	EM-EP-420a.2	HC-DY-130a.1	RT-CH-130a.1	TC-TL-130a.1
EM-CO-140a.1	EM-EP-420a.3		RT-CH-140a.1	
EM-CO-420a.1	EM-EP-420a.4	インフラ・	RT-CH-140a.3	輸送セクター
EM-CO-420a.2	EM-MD-110a.1	セクター	RT-CP-110a.1	TR-AF-110a.1
EM-CO-420a.3	EM-MD-110a.2	IF-RE-140a.1	RT-CP-110a.2	TR-AF-110a.2
EM-CM-110a.1	EM-RM-110a.1	IF-RE-140a.2	RT-CP-130a.1	TR-AL-110a.1
EM-CM-110a.2	EM-RM-110a.2	IF-RE-140a.4	RT-CP-140a.1	TR-AL-110a.2
EM-CM-130a.1	EM-RM-140a.1	IF-WM-110a.1	RT-CP-140a.2	TR-AP-130a.1
EM-CM-140a.1	EM-RM-410a.2	IF-WM-110a.3	RT-EE-130a.1	TR-CL-110a.1
EM-CM-410a.1	EM-RM-410a.3	IF-WU-130a.1	RT-IG-130a.1	TR-CL-110a.2
EM-CM-410a.2	EM-SV-110a.1			TR-MT-110a.1
EM-IS-110a.1	EM-SV-110a.2	再生可能資源及	サービス・	TR-MT-110a.2
EM-IS-110a.2	EM-SV-140a.2	び代替エネルギーセクター	セクター	TR-RA-110a.1
EM-IS-130a.1			SV-CA-130a.1	TR-RA-110a.2
EM-IS-140a.1	食品及び飲料	RR-BI-140a.1	SV-HL-130a.1	TR-RO-110a.1
EM-IS-430a.1	セクター	RR-BI-140a.2	SV-HL-140a.1	TR-RO-110a.2
EM-MM-110a.1	FB-AB-130a.1	RR-FC-130a.1	SV-LF-130a.1	
	FB-AB-140a.1	RR-PP-110a.1		
	FB-AB-140a.2			

表 A2 — IFRS S2 号の産業別ガイダンスからの削除が提案されている指標

EM-CO-140a.2	FB-PF-140a.2	RR-BI-140a.3
EM-MM-140a.2	FB-PF-430a.1	RT-CH-140a.2
EM-SV-110a.3	FB-PF-430a.2	RT-CP-140a.3
EM-SV-140a.1	FB-PF-440a.1	
EM-IS-130a.2	FB-PF-440a.2	

表 A3 — IFRS S2 号の産業別ガイダンスに追加する提案が SASB 公開草案で示されている指標⁴

EM-CO-110a.3	EM-EP-110a.4	FB-PF-410b.1 ⁵
EM-CO-140a.3	EM-EP-140a.5	FB-PF-430b.1 ⁶
EM-CO-140a.4	EM-EP-140a.6	FB-PF-430b.2 ⁶
EM-CO-140a.5	EM-MD-110a.3	FB-PF-430b.3 ⁶
EM-CM-430a.1	EM-RM-140a.3	RR-BI-140a.4
EM-MM-140a.3	EM-SV-110a.4	RT-CH-140a.4
EM-MM-140a.4	EM-SV-140a.3	RT-CP-140a.4
EM-MM-140a.5	EM-SV-140a.4	
EM-MM-430a.1	FB-PF-140a.4	

⁴ これらの新しい指標に関する詳細は、SASB公開草案で示されている。

⁵ ISSBは、新しい「製品イノベーション」の開示トピックを追加する提案の一部として、この指標を追加することを提案している。

⁶ ISSBは、新しい「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックを追加する提案の一部として、この指標を追加することを提案している。



IFRS[®]

Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA[®]', 'IASB[®]', 'IFRS[®]', 'International Financial Reporting Standards[®]', 'ISSB[®]', and 'SASB[®]'.
For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.